

# 居宅介護等サービス 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動（外出）支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会

美郷町介護事業所

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙6番地1  
(3) 電話番号 0187-85-2294  
(4) 代表者氏名 会長 鈴木 諄 一

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動（外出）支援  
(2) 事業の目的 障害者総合支援法に従い、介護給付費の支給決定を受けた障がい者等に、居宅介護、行動援護、同行援護、移動（外出）支援（以下、「居宅介護等」という。）を提供します。

- (3) 名称 美郷町介護事業所  
・秋田県指令障 - 261 - 4号 平成16年11月1日指定  
障害福祉サービス事業 平成18年10月1日指定

- (4) 所在地 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙6番地1

- (5) 電話番号 0187-87-6128

- (6) 管理者 福田 弘 美

### (7) 事業所の運営方針

1. 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者が心身の特徴及びその他の状況、置かれている環境等を踏まえて、利用者の立場に立った援助を適切に提供します。
2. 居宅介護等計画が作成されている場合は、当該計画に沿った居宅介護等を提供します。
3. 提供する居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
4. 事業の実施に当たっては、行政、地域の保健・医療・福祉サービスやサービス提供責任者との綿密な連携を図り、総合的な在宅介護等の提供に努めるものとします。

- (8) 開設年月日 平成16年11月1日

### (9) 事業所が行っている他の事業

当事業所は、次の事業もあわせて実施しています。

【居宅介護支援事業】	平成16年11月	1日指定
【訪問介護事業】	平成16年11月	1日指定
【訪問入浴介護事業】	平成16年11月	1日指定
【地域生活支援事業】	平成16年11月	1日指定
【介護予防訪問入浴介護事業】	平成19年4月	1日指定
【特定相談支援事業】	平成24年11月	1日指定
【障害児相談支援事業】	平成24年11月	1日指定
【指定相当訪問型サービス】	平成27年4月	1日指定
【訪問型サービスA】	平成29年5月	1日指定

3. 実施地域 美郷町及び大仙市の一部（旧大曲市・旧太田町・旧仙北町）

#### 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
サービス提供時間帯 (営業時間)	月曜日～日曜日 午前8時～午後6時

#### 5. 提供する居宅介護等サービスの内容

下記のサービス内容から「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」、「行動援護計画」  
「同行援護計画」「移動（外出）支援計画」（以下、「居宅介護等計画」という。）を  
定めて居宅介護等のサービス（以下「サービス」という）を提供します。「居宅介護  
等計画」は、町が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具  
体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日等を記載しています。「居宅介  
護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し同意をいただくとともに、利用者の申  
し出によりいつでも見直すことができます。

##### I 居宅介護（障がい支援区分1以上の方）

###### ①身体介護に関すること

- ・食事の介護 ・排泄の介護 ・入浴の介護 ・衣類着脱の介護
- ・身体の清拭、洗髪 ・通院等外出介助 ・その他必要な身体介護

※医療行為は行いません。

###### ②家事援助に関すること

- ・調理 ・衣類等の洗濯 ・居室等の掃除、整理 ・買い物

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードは  
お預かりできません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地  
の掃除は原則として行いません。

③その他、関係機関への連絡等必要な日常生活に関すること。

II 重度訪問介護（障がい支援区分4以上で一定条件に該当する方）

全身性障がいがある方等日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。身体介護、家事援助、見守り等を総合的に行います。

III 行動援護（障がい支援区分3以上で一定条件に該当する方）

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する知的障がい者・精神障がい者であって、常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

IV 同行援護（障がい支援区分2以上で一定条件に該当する方）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

V 移動支援（地域生活支援事業に該当し、外出時の移動の支援が必要と認定された方）

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

《原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。》

6. 職員の体制

当事業所では、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
1. 管理者	1 名	事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
2. サービス提供責任者 (訪問介護員兼務)	1 名 以上	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、本事業所の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導や介護計画の作成等サービス内容の管理を行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。
3. 訪問介護員 介護福祉士、2級課程修了者、 介護職員初任者研修修了者	6 名 以上	サービスの提供にあたる。

7. 利用料金及びその他の費用

居宅介護等の利用料の額（別紙）は、市町村長が定める基準によるものとします。  
また、当該指定居宅介護等が代理受領サービスである場合は、利用者負担額及び扶

養義務者負担額とします。

- (1) 1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。
- (2) サービスにおいて訪問介護員に公共交通機関等の交通費の他、入場料、利用料等の介護給付費支給の対象でないものについては、サービス利用時にその都度実費を負担していただきます。
- (3) 前記の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、利用者や家族に事前に必要な資料を提示し、支払に同意する旨の書面に記名押印を受けるものとします。
- (4) 前記①の料金・費用は当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月15日まで請求しますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。
  - 指定口座への振り込み
  - 金融機関の口座からの自動引き落とし
  - 現金

## 8. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更または追加することができます。この場合には事前に事業所に申し出て下さい。
- (2) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。
- (3) 健康上の理由による中止
  - ・利用者の健康上の理由により、サービスの提供をお断りすることがあります。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
  - ・サービスを中止した場合、同月内であれば、他の利用が可能な日時を利用者に提示して協議します。

## 9. サービス提供記録の保存

介護等のサービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて、利用者に代わって受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の方法により保存します。

## 10. 緊急時の対応方法

事業所は、サービスを提供中に、利用者の心身の状況に異変その他事故等、緊急の事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医または医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族等に報告します。

## 11. 秘密保持

訪問介護員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を遵守します。また職員であった者が職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じます。

## 1 2. 損害賠償

サービスの提供によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

## 1 3. 苦情処理

提供したサービス等に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な措置を講じます。

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ただし、担当者不在の場合は、美郷町社会福祉協議会職員が受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕

管理者 福田弘美

○電話番号

0187-87-6128

○F A X

0187-87-6680

○受付時間

毎週月曜日～金曜日（祝休日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関（祝休日を除く）

美郷町役場 福祉保健課	所在地	仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
	電話番号	0187-84-4907
	F A X	0187-85-2107
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
秋田県運営適正委員会 (秋田県福祉サービス相談 支援センター)	所在地	秋田市旭北栄町1-5
	電話番号	018-864-2726
	F A X	018-864-2702
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地	秋田市山王4-2-3
	電話番号	018-862-6864
	F A X	018-824-0043
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分

## 1 4. 身体拘束

事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないようにします。

事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

15. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日までの会計期間とします。
- (2) 事業所には、設備備品、職員、会計に関する諸記録、介護計画書、その他介護等の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存します。
- (3) 事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、その他重要事項を見やすい場所に掲示します。
- (4) 事業所は、職員等の資質向上を図るため、研修の機会を確保します。
- (5) 事業所の職員等は、利用者または家族から求められたときは、身分証明書を提示します。
  
- (6) 事業所の職員は、サービス利用の強要、利用者等から金品その他財産上の利益を收受しません。
- (7) この説明書に定めるものの他、運営上必要な事項は本会会長が別に定めるものとします。
- (8) 事業所は、第三者評価を実施していません。

以上

なお、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

サービスの提供の開始に際し、下記利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

美郷町介護事業所 説明者職氏名 ㊟

重要事項説明書に関する同意

重要事項説明者書に関して事業所より説明を受け内容について同意します。

年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(代理人氏名 (続柄 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_) ㊟

家族代表 (続柄 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_ ㊟